

諮問番号：平成28年度諮問第31号
答申番号：平成28年度答申第29号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、原処分 of 取消しを求め、次のとおり主張している。

(1) 基準の解釈

原処分（生活保護変更申請却下処分）は、処分庁の運用規定にある「賃貸契約違反（家賃不払い）等の違反行為に対する救済は予定されておらず、住宅扶助費を給付する必要はない」との規定に基づいて行われているが、本件は、厚生省社会局保護課長通知にいう「家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」に該当するから、審査請求人に転居費用（住宅扶助として支給可能な転居先の住宅に係る敷金、保証料、火災保険料及び不動産仲介手数料をいう。以下同じ。）が支給されるべきである。

(2) 制度趣旨

生活保護法（以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）の制度上は、原因を問わないのが原理、原則であるのに、審査請求人による家賃の不払いが原因の立退き、転居であることを理由に行われた原処分は同制度の趣旨に反するものである。

(3) 転居に係る移送費の支給との整合性

審査請求人が後に保護の変更申請をした転居に係る移送費は支給されているが、これは、処分庁が転居を必要だと認めたから支給したものと思われ、「社会的にも妥当性を有しない」として転居費用の支給を認めず、一方では転居に係る移送費を支給していることとの整合性がない。

(4) 住宅の修繕費の支出

審査請求人が家賃を滞納したのは、家主が遠方に住んでいるため、やむを得ず、自費で約45万円の資材を購入し、住宅の修繕を行ったことによるものである。担当ケースワーカーは、審査請求人が自ら住宅の修繕をしていることを知りながら、見て見ぬふりをして住宅修繕費を申請させる等の助言をしなかったから、そのケースワークはずさんと言わざるを得ない。処分庁が主張するように「請求人の責」で家賃を滞納し、今回の退去に至ったのであれば、それは「ケースワーカーの責」であるといえる。

(5) 急迫した事由

法第4条第3項には、「急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。」とあり、審査請求人は住む場所がなくなって急迫している状態であったから、支給要件を満たしていることは明らかである。

(6) 転居に係る指導・助言の欠如

処分庁は、審査請求人が不法占拠状態となり、違約金による不利益を被らないよう、転居費用を支給して速やかに転居をするよう指示・指導をすべきところ、そのような指示・指導を全くせず、不法占拠状態の住居に住み続けさせることこそ「社会的にも妥当性を有しない」といえる。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 基準の解釈

審査請求人は、法第4条の保護の補足性の原則や法第60条の被保護者の生活上の義務から、家主との賃貸借契約に定められた事項を遵守し、同契約に違反して家主から立退き要求を受けないよう努めるべきところ、その家賃不払いにより同契約の即時契約解除条項に違反したために家主から立退き要求を受けたものであり、これは、専ら審査請求人の責めによるものである。処分庁としては、審査請求人の家賃需要に対して住宅扶助の支給を行っているし、家賃の不払いについて特別の事情があったとも認められない。

これを前提に判断すると、本件の転居費用が前記1(1)の課長通知に規定する敷金等の一時扶助の支給要件に文言上該当するからといって、転居の責任が専ら借主である審査請求人にある場合に、処分庁が当該転居費用の支給をするのは社会的にも妥当性を有しないというべきである。

(2) 制度趣旨

前記1(2)の審査請求人の主張は、法第2条に定める無差別平等の原則を根拠に行ったものと考えられるが、同条の趣旨は、保護を要する状態に至った原因の如何や、人種、信条、性別、社会的身分、門地等により優先的又は差別的に取り扱われることがないとするものであり、法第60条の生活上の義務等を果たさない被保護者に対し、すべからく保護の変更等を行うべきと定めているものではない。

(3) 転居に係る移送費の支給との整合性

転居に係る移送費と敷金等の転居費用は、それぞれ個別に検討するものであり、処分庁は、両者の支給を必ずしも連関させる義務を負わない。

(4) 住宅の修繕費の支出

家賃滞納の原因が金銭を住宅の修繕費に使用したことによるものなのか、審査請求人の別の債務の返済に充てたことによるものなのかは不明であり、住宅の修繕費への金銭使用により家賃を滞納したことが明らかとは言えない。

また、審査請求人は、担当ケースワーカーが審査請求人による住宅の修繕を知らず、見て見ぬふりをしていたとするが、担当ケースワーカーは、保護の開始時に、困ったことがあった際は相談するように伝えており、現に審査請求人から、居宅内の手すりの設置については再利用された木材で賄っているとの話を聞いている。審査請求人は、収入の状況等についての届出の義務違反等によって生じた不利益を、ケースワーカーの責任として転嫁しており、容認できない。

(5) 急迫した事由

法第4条第3項の「急迫した事由」は、生存が危うくされるとか、その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合を定めるものであり、本件の場合、家主から立退きを強制執行されるに至ってはならず、賃貸借契約は解除されているものの、建物に住むことはできており、「急

迫した事由」には該当しない。

(6) 転居に係る指導・助言の欠如

処分庁の職員は、転居に関する助言を複数回行っており、審査請求人自身も当該助言に従って転居先を探している旨話しており、転居に係る指導・助言が全くないとの審査請求人の主張は、事実と反する。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 本件の賃貸借契約の解除は、審査請求人が賃料相当額の住宅扶助を支給されていたにもかかわらず、これを家主に支払わずに、家賃を滞納していたことを原因として行われたものであり、このように審査請求人自らの責めに帰すべき事由により転居を余儀なくされた場合にまで、転居費用の支給を認めることはできないというべきであり、これを認めることは、社会通念上も到底容認できるものではない。

したがって、原処分は、法令等の規定に従って適正に行われたものということができ、違法、不当な点は認められない。

- 2 審査請求人の主張は、次のとおり、いずれも採用することができない。
 - (1) 審査請求人は、保護の制度上、原因を問わないのが原理、原則と主張するが、保護は無差別平等に受けるものとの基本原理は、法の定める要件を満たす限りとの条件が付されており、原処分は、何らこれに反するものではない。
 - (2) 審査請求人は、転居に係る移送費の支給が認められた一方で敷金等の転居費用が認められないこととの整合性がないと主張するが、移送費（生活扶助）と敷金等の転居費用（住宅扶助）は、それぞれ支給要件を異にするものである。
 - (3) 審査請求人は、家賃滞納の原因は、住宅の修繕費（約45万円）の支出にあると主張するが、審査請求人から当該金員を住宅の修繕に使用したとの事実を裏付ける証拠の提出はなく、そのような事実は認められない。
また、仮に当該金員を住宅の修繕に使用したとしても、家賃滞納や転居がケースワーカーの責任によるものとはいえないし、住宅扶助の目的外使用につき、やむを得ない事情があるともいえない。
 - (4) 審査請求人は、住む場所がなくなって急迫した状態であったと主張するが、審査請求人は、賃貸借契約解除後に強制執行されることもなく、転居するまで当該住宅に居住しており、急迫の事実は認められない。
 - (5) 審査請求人は、処分庁の職員は、転居に係る指導・助言を欠いていたと主張するが、処分庁の職員は、賃貸借契約の解除等の事実の確認直後、審査請求人に対し、敷金等の費用がかからない物件について、不動産会社と相談するよう指導している。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年2月22日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月28日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第8条第1項は、保護について、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うもの」と定めている。他方、法第14条の定める住宅扶助については前記第2の1(1)の課長通知が存在し、保護において転居費用の支給が認められる場合として、「家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合」など、社会通念上その転居に合理的な理由があるものと認められる場合が挙げられている。

前記基準及びその取扱いが、このような場合において転居費用の支給を認めているのは、被保護者が専ら家主側の事情により転居を法的に強制される場合において、被保護者が自らの費用で敷金等の転居費用の支出を余儀なくされることになると、生活困窮者に対して最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とする生活保護制度の趣旨に照らして酷なものといわざるを得ないからであると考えられる。

したがって、家主が立退き等を求める原因となる事実を被保護者自らが一方的に作出した場合など、被保護者自らの責めに帰すべき事由により転居せざるを得ない状況を招来した場合にまで転居費用の支給を認めることは、前記保護制度の趣旨・目的に沿わないというべきであり、前記基準及びその取扱いも、こうした場合においてまで転居費用を支給することを想定しているとは考えられない。

これを本件についてみると、本件における賃貸借契約の解除は、審査請求人が賃料相当額の住宅扶助を支給されていたにもかかわらず、これを家主に支払わずに、家賃を滞納していたことを原因として行われたのであって、賃貸借契約の解除の原因となる事実を作出し、転居せざるを得ない状況を招来したのは審査請求人であることが認められる。

このように審査請求人自らの責めに帰すべき事由により転居を余儀なくされた場合においてまで転居費用の支給を認めることができないのは前記のとおりであり、審査請求人が転居費用を必要とする事情が、前記第2の1(1)の課長通知に示された要件に該当しないことを前提になされた原処分は、法令等の規定に従って適正に行われたものということができ、違法、不当な点は認められない。

加えて、審理員の審理手続も適正なものと認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	八	代	眞	由美